

建築協定だより

第28号 1998年3月
編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会
横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市建築局企画指導課内
電話 045(671)2932・2933

第9回建築協定バス見学会開催される —泉区、戸塚区、金沢区へ—

第9回建築協定バス見学会が平成9年11月8日(土)に開催されました。市内の建築協定区域内の方など30名を超える参加者があり、好天に恵まれた中にぎやかな雰囲気で催されました。

今回は、横浜市で最も古い建築協定である泉区の「上飯田モデル住宅地建築協定地区」、都市農業の活性化と保全をめざす戸塚区の「舞岡ふるさと村」、建築協定から移行した金沢区の「金沢東朝比奈地区地区計画区域」の3か所を訪問しました。

◆上飯田モデル住宅地建築協定地区

今回の見学会の集合場所は泉区総合庁舎。完成して丸1年という市内では最も新しい庁舎です。その中の会議室で見学会はスタートしました。横浜市建築協定連絡協議会の竹内会長の開催のあいさつ、事務局からのスケジュール説明に続き、さっそく上飯田モデル住宅地建築協定地区の運営委員長の榎下寛治さんにお話を聞いていただきました。本協定は、横浜市で最も歴史のあるもので昭和42年以来継続するものです。昨年6月の第14回横浜市建築協定連絡協議会総会においては、榎下委員長を含む運営委員の方々の25年に及ぶ活動に対する表彰式がおこなわれたばかりです。

お話は、更新のこと、日常の活動のことなど非常に具体的な内容でした。2度の更新を経てきたのですが2度目の更新時に協定の内容を大幅に緩和したことがお話しの中でありましたが、例えば当初の協定では2階の外壁後退はなんと3mだったそうです(現行の協定は1m)。また、日常の活動についても、まとまりのある運営委員会によるキメの細かい活動の様子がお話しの中からよく伝わ



▲参加者一同 金沢東朝比奈地区にて



▼上飯田モデル住宅地を見学



建築協定運営委員会の手引きの改訂

各地区の建築協定運営委員会で実際に建築協定を運営していく際の参考としてご利用いただいた「建築協定運営委員会の手引き」ですが、現在、建築基準法や横浜市の取扱いの改正などにあわせて用語、表現の統一・整理をおこなうなどの改訂作業を進めています。(改訂版は第15回総会で配布する予定です。)

今回はこの改訂版で掲載予定の建築協定の制限項目の解釈、用語の解説から、全面的に改正された部分、新規に追加した部分、特に分かりにくく誤解を生じやすい部分を一足早くご紹介します。協定の運用に大きくかかわる事項ですのでお手持ちの建築協定書と見比べてご覧ください。

用途制限における多世帯同居住宅・一戸建住宅とは

複数世帯が居住する住宅を一戸建住宅と判断するか否か、独自の基準により運営している建築協定地区もありますが、横浜市では平成8年度から次の取扱いとしています。

一戸建て住宅として取扱う多世帯同居住宅の基準

一戸建て住宅として取扱う多世帯同居住宅は、次に掲げるものです。

- ア 住宅のすべての室をすべての世帯が共有するもの
- イ 玄関は共有するものの、台所、食堂、浴室等の全部又は一部が各世帯ごとに独立しているもの
- ウ 玄関を始めとして各世帯の使用する部分が基本的に独立しているものの、住宅の内部で廊下、ホール若しくは屋内階段又は居室等を共有し、各世帯が独立して使用する部分の相互の往来が住宅の内部で可能なもの

平成7年度以前に建築協定を締結した地区についてこの取扱い基準をそのまま適用することはありませんが、締結当初想定していた一戸建住宅の考え方を整理し、横浜市と協議して地区としての取扱いを明らかにしておく必要があります。

独自の取り扱いを決めている地区については、そちらの基準に基づいて運営されます。

階数制限における「階数2以下」と「2階建」の違い

「階数」には建築基準法上地下階も含まれます。
「○階建て」は地下階は含まず、地上部分の階数で判断します。

建築物の形態 建築協定書での表現		
	建築物の階数は、2以下とする。	<input checked="" type="radio"/> × (階数3)
建築物は、2階建て以下とする。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

容積率制限における住宅の地階の容積率不算入

平成6年に建築基準法が改正され、建築物の地階で一定の要件を満たす住宅の用途に供する部分は、その建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計3分の1までは容積率に算入されません。

この住宅の用途に供する部分には専用住宅だけでなく、長屋、共同住宅も含みます。

兼用住宅と併用住宅

横浜市の建築協定の大半が属する低層住居専用地域内でも、法律では住民に対するサービスのためのもので環境を害する恐れがない施設については一定の範囲で住宅と兼用、併用することを可能としています。兼用住宅の条件を建築基準法を引用して規定している協定がありますので、改訂版建築協定運営委員会の手引きで法律の抜粋を掲載する予定です。「兼用住宅と併用住宅」の違いは、兼用住宅は住宅の一部を他の用途と兼ねて使用する形態のものをいい住宅と非住宅部分とを建築物内で往来できるものをいいます。併用住宅ですが建築基準法では併用という用語の表記はありませんが、一般に住宅と非住宅とを建築物内で往来できるかに係わらず同一棟となっているものをいいます。

お 知 ら せ

◆運営委員長が変わったらお知らせください

運営委員長及び建築協定だより配布先が変更になったときは、必要事項を記入した「建築協定運営委員会の手引き」にある届出様式、お持ちでない方は「建築協定名、新旧の運営委員長等の氏名、住所、電話番号」を記入した用紙を、建築局企画指導課までお送りください。また、協定だよりの配布数の変更がある場合もご連絡ください。この届出がありませんと市役所や区役所との連絡に支障をきたすことになります。

なお、正式な運営委員会が設立されていない地区については、万一、協定上の問題が起こった場合に支障がありますので、是非設立されるようお勧めします。

第8期横浜市建築協定連絡協議会幹事一覧

会長	竹内良夫	桜台住宅地
副会長	佐藤鉄雄	牛久保地区
〃	鈴木 稔	西武金沢文庫
幹事	大上秀雄	すすき野地区
〃	川松康作	新本牧地区
〃	北川隆三	岸根篠原東急団地
〃	森本周造	美しが丘中部自治会
〃	田島義之	第2次湘南桂台地区
〃	小林満雄	野村港南台自治会地区



●各地区の取組みについてお知らせください

各地区的建築協定に関する活動について、情報をお寄せください。全国で最も多く建築協定地区を抱える横浜市で、各建築協定で抱えている問題も様々なものだと思います。そのような悩みを解決し建築協定を円滑に運営していくため建築協定運営委員会の手引きなどを利用されるのも一つの方法ですが、実例や体験談から情報を得ることができれば、それだけ実情に即した解決策を発見することができると思います。また、建築協定に限らず催しものの開催や会報誌の発行、町の美化や緑化に関する取り組みなどまちづくりに対する意識啓発に関する活動の情報もお待ちしています。

皆様に有効に活用していただける誌面づくりを進めるため、ご協力を願いいたします。

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所建築局企画指導課

☎045（671）2932

横浜市広報印刷物登録 第080288号 種別・分類C-IE040

この印刷物は再生紙（古紙混入率35%）を使用しています。

■編集後記

- ◆建築協定地区のバス見学会は、9回を数えるに至ったがそれぞれの地区の内容が具体的に判り、自分の地区の更新時に参考になると思う。今年度の活動のメインである「建築協定運営委員会の手引き」の見直しは、幹事会の中で建築基準法の改正、市の取扱いなどについて制限項目に関する質疑が出され、まとめられているので、各地区運営委員会の皆さんにも是非熟読していただければ幸いです。(佐藤)
- ◆できが良い街であっても基準法だけでは住環境が遂次崩壊することは、田園調布や東朝比奈地区の協定期限切れの間の事例が示しているとおりです。良い街づくりには基準法より若干上の線を話し合うしかありません。この原点に立ち戻って「さらに街づくりにプラスになる方向を求めて」一致協力していきたいと思います。(森本)
- ◆住民の年齢変化と生活の多様化に対応した街づくりは新用途の施行によって第1段階は終わった。次は建替えを含めた生活環境の変化に対応した円滑な運営が必要となる。このような時期に「建築協定運営委員会の手引き」の改定は住民生活の大きな潤滑材になろう。大変有意義なことである。(田島)